

## 瑞浪市コミュニティバス・デマンド交通の 運賃協議の考え方（案）について

### ◆協議事項

今回の協議は、国から協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方が示されたために実施するもの。

現在エリア制運賃を適用している瑞浪市コミュニティバス、均一制運賃を適用しているデマンド交通において、以下の【運賃料金部会の開催を要しない軽微な事案について】に示された変更を実施する場合で、運賃額に変更がない場合、道路運送法第9条第4項の運賃協議を省略する。

なお、新たな運行方式の導入などの大規模な見直しを行う場合は、運賃協議を行う。

この考え方は、令和8年5月18日以降に新たに路線再編を実施する際に適用するものとする。

### 【運賃料金部会の開催を要しない軽微な事案について】

- ・エリア制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合。
- ・均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合。
- ・毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- ・工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- ・新たな決済手段を追加する場合

### 記

道路運送法第9条第4項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について

（令和7年6月30日 国土交通省物流・自動車局旅客課長 事務連絡）

#### 1. 開催を要しない場合の目安となる考え方

運賃協議会においては、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議を行うものであるが、地域公共交通会議とは別の協議会であり、会議開催にあたっては関係者の事務手続きの負担が発生しているとの意見があることから、その負担を軽減し、生産性向上を図る観点も考慮する必要がある。

運賃協議会で付議される案件については、必ずしも全ての事案について開催されるべきものではなく、軽微な案件については、運賃協議会の開催は必ずしも要しないと考える。

## 2. 軽微な事案の例

- ・均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合。
- ・毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- ・工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- ・新たな決裁手段を追加する場合